



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） ..... 1
- 歳入の徴収の事務の委託（観光振興課） ..... 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 2

### 公 告

- 国土調査による地区及び簿冊の閲覧（土地対策課） ..... 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了・3件（南部土木事務所） ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第540号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

平成20年9月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

変更前

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
久米島加入区	久米島漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 3 潜水器漁業

変更後

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
久米島加入区	久米島漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 3 潜水器漁業 4 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業）

**沖縄県告示第541号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成20年9月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 沖縄コンベンションセンターの使用料（沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）附則第3項に規定する使用料をいう。）の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
  - (2) 所在地 那覇市字小禄1831番地の1
- 3 委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

**沖縄県告示第542号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年沖縄県告示第473号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年9月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・平3号大原線
- 3 事業施行期間 平成元年6月9日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成元年沖縄県告示第473号の事業地のうち、宮古島市平良字下里南方及び南原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

---

**公 告**

---

那覇市首里儀保町及び首里桃原町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成20年9月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 地域 那覇市首里儀保町及び首里桃原町地域
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測定の時期 平成18年6月28日から平成20年2月29日まで
- 4 閲覧期間 閲覧期間は、平成20年9月10日（水曜日）から同月29日（月曜日）までとし、閲覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。
- 5 閲覧場所
  - (1) 沖縄県企画部土地対策課（那覇市泉崎1丁目2番2号県庁7階）
  - (2) 那覇市役所首里支所（那覇市首里当蔵町2番地10首里支所2階）
- 6 誤り等の訂正の申出
  - (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
  - (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
  - (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年10月24日まで縦覧に供する。

平成20年9月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年8月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メッシュ・サポート
- 3 代表者の氏名 小濱正博
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市宇字茂佐1712番地の3 社団法人北部地区医師会病院内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主として航空機を利用し、沖縄県ならびに全国の離島を含む医療過疎地等、救急医療を必要とする人々に対し、救急医療に関する事業（以下、MESH事業と称す）を無償にて行う。又、この法人が適当と判断した場合は、厚生労働省補助事業であるドクターヘリを導入することを目指す自治体・病院に対して支援を行う。これらの活動を通じて地域医療格差の解決と救命救急率向上に寄与するものとする。又、国内外を問わず大規模災害にあっては、災害医療支援活動およびその支援に関する事業を行う。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年10月28日まで縦覧に供する。

平成20年9月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リーブ
- 3 代表者の氏名 日下部宗親
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市伊佐二丁目11番1号コーポ新城2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、サンゴ礁の保全・海洋環境活動を行うことによる海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図ること、並びに普及啓発活動を通じて、次世代の子供達の海洋環境、環境保護意識向上を図るための教室、マリンスポーツ指導を行い、世界の環境保護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年9月23日まで縦覧に供する。

平成20年9月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人じーなの会
- 3 代表者の氏名 金城照雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次664番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、少子高齢化の時代に対応して、高齢者の福祉や子供たちの健全育成に関連するボランティア活動、地球温暖化など環境問題に対する取り組み、国際化に即した国際市民交流を展開する。特に高齢化社会の問題については、介護保険法の趣旨が充分生かされるような高齢者の生きがい対策などに関連したボランティア活動を実施するとともに、また居宅介護サービス事業に参画し、助け合いの心を培いみんなで共生の町づくりをめざし、また身体障害者の社会参加と支援を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成20年9月9日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年5月2日 沖縄県指令南土第41号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波190番地の4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1499番地の3 エスペランセ T201 我謝淳
- 5 検査済証番号 平成20年7月16日 N第120号
- 6 工事完了年月日 平成20年7月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年9月9日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年5月14日 沖縄県指令南土第488号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城728番2及び728番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字世名城733番地 伊集守昭
- 5 検査済証番号 平成20年8月22日 N第121号
- 6 工事完了年月日 平成20年8月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年9月9日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年2月22日 沖縄県指令南土第1575号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字仲井真388番1、388番2、387番2、387番3、387番4及び389番
- 3 公共施設
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山581番地 仲里健一
- 5 検査済証番号 平成20年8月26日 N第122号
- 6 工事完了年月日 平成20年6月5日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円